

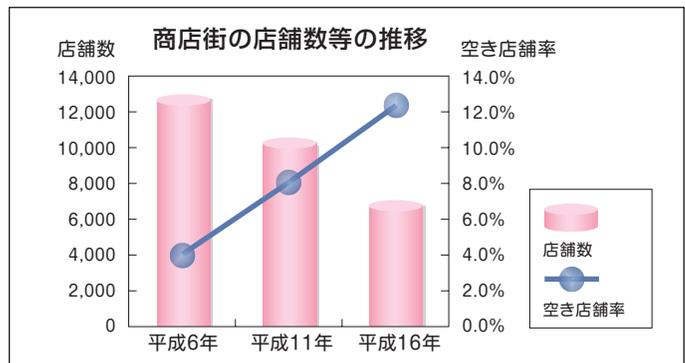
条例が制定された背景

私たちのふるさと「とちぎ」では、それぞれの地域において、商工業者をはじめそこに暮らす人々が、核となる市街地を中心に、固有の文化を育みながら、相互に協力し支え合う地域社会を形成してきました。

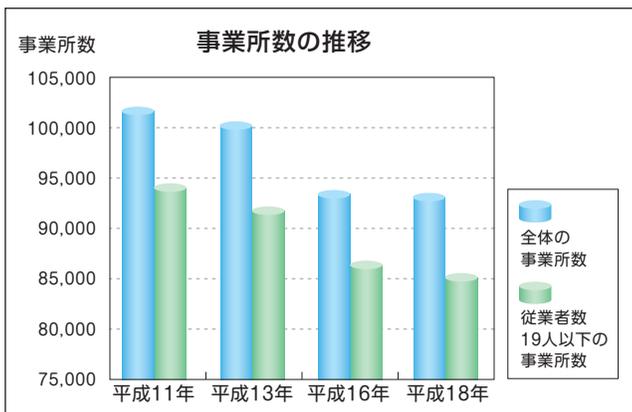
しかし、現在、急激な少子高齢化の進展や人口の減少、車社会化、大規模な集客施設の郊外への立地などにより、市街地のにぎわいととも^{きずな}に人々のふれあいや絆などが失われつつあり、地域における一体感を共有できるまちづくりが強く求められています。

県内の商店街の店舗数は、平成6年から平成16年までの10年間で、12,887から6,872と、数で6,015、率で約46.7%減少しています。

また、空き店舗率は、4.1%から12.5%と、約3倍になっています。



商店街実態調査(栃木県)



事業所・企業統計調査(総務省)

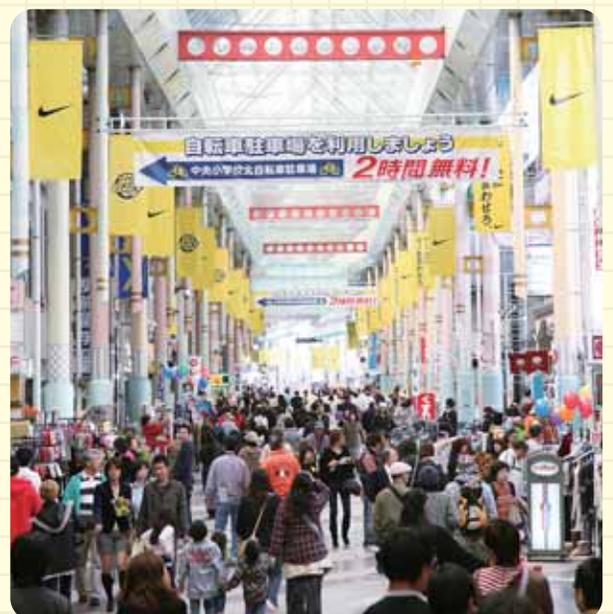
また、県内の事業所数は、平成11年から平成18年までの7年間で、102,057から93,037と、数で9,020、率で約8.8%減少していますが、このうち、特に減少傾向にあるのは、小規模な事業者の事業所数です。

地域の伝統ある祭りや催事などの多くは、地元の商工業者などが中心となって担ってきました。これらを次の世代に伝えていくことが、今、まさに必要となっています。

これからのまちづくりに大切なことは、中心市街地だけではなく、その周辺地域をも含めた新たなまちづくりの視点から、そこに暮らす人々が、互いに協力し、それぞれの役割を果たし、地域の新たな活力を創造していくことです。

とりわけ、地域において重要な役割を果たしている商工業者等が、真に豊かさを実感できる地域社会の実現に向け、思いをひとつにして、「地域貢献活動」に取り組むことは、重要な意義を有すると考えます。

このため、本県では、第295回県議会定例会において、議員提案による「栃木県商工業者等の地域貢献活動によるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、平成20年12月1日から施行しました。



商工業者等により、このような地域貢献活動が行われています。

1

地域の活力向上のために

- ・ホスピタリティ向上の推進
- ・地域で行われているまちづくりや各種行事への参加・協力
- ・景観形成や街並みづくりへの協力
- ・従業員がまちづくり活動に参加・協力する場合の配慮 など

2

地域産業の活性化のために

- ・地元製品のPR・利用拡大や地産地消の推進
- ・地元事業者との取引の推進
- ・地域ブランドづくりや観光振興への協力
- ・販売促進等のための共同事業の実施 など

3

安全・安心なまちづくりのために

- ・地域の防犯・防災活動への参加・協力
- ・女性、子ども等の駆け込みへの対応
- ・災害時における被災者支援等への協力
- ・自動体外式除細動器(AED)の設置 など

4

子どもたちのために

- ・青少年の非行防止への取組
- ・食育、福祉、国際理解、環境等に関する学習の場の提供
- ・職場体験学習の受入れ・協力 など

5

あたたかく健やかな地域づくりのために

- ・ユニバーサルデザインに配慮した店舗づくり
- ・育児、介護等への支援
- ・地域福祉活動への協力
- ・健康づくりや生活習慣病対策への協力 など

6

環境を守るために

- ・省エネルギーの推進・新エネルギーの利用推進
- ・環境美化・緑化の推進
- ・エコドライブ・アイドリングストップの推進
- ・廃棄物の削減・リサイクルの推進 など

7

交通事故や渋滞を防ぐために

- ・地域の交通安全活動への参加・協力
- ・交通安全対策の実施
- ・公共交通機関の利用促進 など

8

働く人のために

- ・安定的雇用の確保
- ・地元雇用の推進
- ・高齢者、障害者、母子家庭の母等の雇用の推進 など

9

事業活動撤退時の周辺地域への配慮

- ・情報の早期開示
- ・従業員の再就職の支援
- ・取引先企業に対する対応
- ・後継店等の確保 など